

犬、猫を飼っている皆さんへ

▶問い合わせ 環境衛生課 ☎73-3007

**①犬のフンの放置はしない**  
犬のフンの放置は条例で禁止されています。道路、公園、他人の土地などに犬のフンが放置され、「飼い主のマナーが悪い」との苦情が多く寄せられています。散歩中の犬のフンは持ち帰り、飼い主の責任で適切に処理して、きれいな町づくりを心がけましょう。

また、飼い猫のフンについても周囲に迷惑がかけられないよう十分に注意しましょう。

**②犬の放し飼いはしない**  
犬の放し飼いは条例で禁止されています。他人に迷惑をかけるないように、犬はつなぐか、柵の中に入れて飼いましょう。また、散歩中も引き綱を付け、放さないようにしましょう。

**③犬を捨てない**  
犬を捨てることは法律で禁止されています。やむを得ず飼えなくなったときは、新しい飼い主を探るか、西讃保健所（☎25・4383）に相談してください。

**④野犬などにえさを与えない**  
飼い主のいない犬や猫にえさを与えないようにしましょう。繁殖し集団化して、



周辺の生活環境の悪化を招くこととなります。

**犬の登録と狂犬病予防注射**  
狂犬病予防法により犬の登録と年1回の狂犬病予防注射が犬の飼い主に義務づけられています。

**①犬の登録**  
犬の登録は、環境衛生課または各支所、香川県獣医師会指定の動物病院ですることができます。

◇登録手数料 3,000円

**②狂犬病予防注射**  
毎年1回の予防注射を忘れずに受けてください。

集合注射の期間内に注射を受けられなかった犬は、動物病院で注射を受けてください。

◇予防注射手数料 2,300円

**③狂犬病予防注射済票**  
香川県獣医師会指定の動物病院以外で狂犬病予防注射を受けたときは、注射時に発行される「狂犬病予防注射済証」を持って、環境衛生課または各支所で「狂犬病予防注射済票」の交付手続きを行ってください。

◇済票交付手数料 550円



**④各種届出**  
犬が死亡したときや飼い主の住所・氏名などが変更になったときは、必ず環境衛生課または各支所へ届け出をしてください。

犬を連れて市外へ転出した場合は、転出先の市区町村へ登録の届け出をしてください。

**迷い犬の保護**  
所有者の判明しない犬（迷い犬）を保護している場合があります。飼い犬が行方不明となつて探すときは、環境衛生課または西讃保健所へお問い合わせください。

**めざせ犬猫マスター！**  
**飼う前に考えよう講習会**  
犬や猫を飼うにあたっての心構えを学びましょう。

**日時** 12月16日（火）午後2時～3時  
※毎月第3火曜日に開催

**場所** 三豊合同庁舎

**対象者** 犬猫を飼う前の人

**申し込み方法**  
前日までに西讃保健所に申し込みをしてください。

▼問い合わせ  
西讃保健所 ☎25・4383

環境衛生課からのお知らせ

▶問い合わせ 環境衛生課 ☎73-3007

**ダンボールコンポストで来春の菜園用堆肥をつくりませんか**

市では、家庭から出る生ごみの減量を目的とした「ダンボールコンポスト」の推進に取り組んでいます。

ダンボールコンポストとは、家庭でできる生ごみ処理の方法です。

ごみの量を減らすことができるだけでなく、捨てられていた生ごみが良質な堆肥へと生まれ変わり、今から始めれば来春の家庭菜園やガーデニングに利用することができます。必要な資材は、無料でお渡ししています。

ご家庭でぜひ、取り組んでみませんか。

**対象者** 市内在住の人

**配付方法** 環境衛生課または、各町のまちづくり推進窓口でお渡しします。



**配付数** 1人1セット  
(3カ月毎に再申し込み)

**電気式生ごみ処理機の購入補助がでます**

**補助額** 購入価格の2分の1以内で、上限2万円（補助額について千円未満の端数は切り捨て）

※補助対象は本体のみです。配送料やポイントカードの値引きなどは含まれません。

**対象者** 市内に住所を有する人  
1世帯1基

※補助を受けたことがある人は、以前の申請日から6年を経過していることが要件となります。

**添付書類**

- 領収書（購入者、購入日、メーカー名、型式、購入金額および販売店を確認することができるもの）
- カタログなど（処理機の種類、名称、メーカー名および型式を確認することができるもの）

**申請方法** 購入後1年以内に申請書を環境衛生課または各支所に提出してください。

**事業系ごみは自治会のごみステーションには出せません**

**事業系ごみの適正処理について**  
事業系ごみとは、業種や規模を問わず、あらゆる事業活動から発生するごみのことです。

また、営利を目的とする事業所や店舗だけでなく、病院・学校・社会福祉施設などの公共サービスを行っている事業所も含まれます。

廃棄物処理法では、事業活動（飲食店、理美容、商店、会社、工場、事務所など）に伴って排出されるごみは、多少にかかわらず、自己処理が原則です。そのため自ら処分業者に運搬するか、市が許可した運搬業者（※）に収集を委託しなければなりません。

自治会のごみステーションに出すと、不法投棄として取り扱われます。

※許可業者については市ホームページをご覧ください。

**事業者の責務**

- 事業活動に伴って生じたごみは、自らの責任で適正に処理すること
- ごみの発生抑制、再使用、再生利用を促進することにより、廃棄物の減量を図ること